

裁判員経験者の意見交換会議事概要

青森地方裁判所

日 時 平成25年3月21日（木）午後2時20分～午後4時20分

場 所 青森地方裁判所大会議室（5階）

出席者 司会者 長 秀 之（青森地方裁判所長）

裁判官 武 田 正（青森地方裁判所刑事部部総括判事）

検察官 加 藤 雄 三（青森地方検察庁次席検事）

弁護士 猪 原 健

（青森県弁護士会弁護士，裁判員裁判に関する委員会委員長）

裁判員経験者1番 50代女性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 50代女性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 60代女性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 60代男性（以下「5番」と略記）

【議事要旨】

1 趣旨説明，自己紹介等

（司会者）

時間が参りましたので、ただ今から、裁判員経験者と法曹三者との意見交換会を始めます。本日の司会を務めさせていただきます青森地方裁判所長の長と申します。どうぞよろしくお願いたします。

さて、本日の意見交換会を開催する趣旨としましては、大きく2つあります。まず1点目として、裁判員を経験された方々から率直な御意見や御感想をうかがい、今後の裁判員裁判の運用の参考とさせていただきたいということです。次に2点目として、これから裁判員裁判に参加される県民の皆様は、直接経験された方々の生の声をお伝えすることにより、不安感や負担感の解消につながる前向きなメッセージになるのではないかとということです。

こうした趣旨のもと、本日は、5名の裁判員経験者と検察庁、弁護士会及び裁判所からそれぞれ1名ずつをお招きしております。5名の裁判員経験者の皆様には、率直な本音の御感想、御意見を述べていただければと思います。また、検察官、弁護士、裁判官も出席しておりますので、皆さんからお尋ねになりたいことがあれば、どうぞご質問してください。

それでは、今回出席された方々の御紹介に移りたいと思います。

はじめに、法律家の方々から自己紹介をお願いします。

加藤検察官をお願いします。

(検察官)

青森地方検察庁次席検事の加藤です。次席というのは、会社で言えば副社長みたいなものです。皆さんの裁判に立った検察官は私の部下ということになります。皆さんが担当された事件を起訴するかどうかを決裁するのが私の役目です。その後、分かりやすい立証のためにどうすればよいか、検察庁内部で検討していますが、それに私も参加して、私が了解した上で、皆さんの前に検察官が立って、冒頭陳述をしたり、論告をしたり、被告人質問をしています。その各過程で、どうすれば分かりやすい立証になるのかをみんなで議論しています。このように、分かりやすい立証を心掛けているところですが、おそらく至らない点もあったと思いますので、忌憚のない意見をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(司会者)

猪原弁護士をお願いします。

(弁護士)

弁護士の猪原と申します。どうぞよろしくお願いします。私は、県弁護士会の中で、裁判員裁判に関する委員会の委員長を担当しております。個人的には、裁判員裁判の弁護をこれまでに8件担当し、ほかにもまだ始まっていない事件も担当しており、鋭意努力中でございます。この意見交換会には連続して出さ

せていただいておりますが、その時々、非常に貴重な意見をいただいております。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

武田裁判官をお願いします。

(裁判官)

刑事部総括の武田でございます。私は、平成24年度の裁判員裁判のいずれも裁判長を務めさせていただいており、訴訟の進行、評議の進行などもさせていただいております。至らない点もあったかと思っておりますので、率直な御指摘をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

2 裁判員を経験しての全般的な感想・印象

(司会者)

それでは、本日御出席いただいた裁判員経験者の皆様から、お一人ずつ、担当された裁判員裁判の全体的な感想や印象なども簡単にお話しいただければと思います。

1番の方が担当された事件は強制わいせつ致傷、売春防止法違反などの事件ですね。この事件では、被告人は事実を認めていたのでしょうか。

(1番)

そうです。

(司会者)

どんなご感想をお持ちになりましたか。

(1番)

はい。被告人に対面した時の第一印象では、まさか、こういう方がというような、言い方は変ですけども、清潔感のある青年だったなあとと思います。この方の心に潜む病んだ部分を最初に感じました。

(司会者)

ありがとうございました。2番の方が担当された事件は、現住建造物等放火

被告事件ですが、この被告人は犯罪事実を認めていたのですか。

(2番)

はい。

(司会者)

この事件を担当されてどのような感想をお持ちになりましたか。

(2番)

親子の関係の中で、何回か黄色信号というか、阻止できる場所があったのではないかと思います。

(司会者)

3番の方は、現住建造物等放火未遂事件を担当されたのですね。

(3番)

はい。

(司会者)

どのような感想をお持ちですか。

(3番)

争点は、中止未遂が成立するかどうかということでした。その点に関する本人の言い分と証拠とが食い違っていたと感じました。

(司会者)

4番の方が担当されたのは現住建造物等放火事件ですね。

(4番)

そうです。

(司会者)

どのような印象を持たれましたか。

(4番)

被告人が高齢であり、私としては哀れな感じを持ちました。

(司会者)

5番の方が担当した事件は、4番の方が担当した事件と同じですね。

(5番)

同じです。

(司会者)

担当されてみて、どのような感想をお持ちになりましたか。

(5番)

被告人の方があまりにも高齢で、そのような犯罪を起こす人には全然見えませんでした。

(司会者)

これまでは事件の感想をうかがいましたが、次に、裁判員に選ばれて、裁判員裁判を担当して、どんな感想を持たれたか、お伺いします。

5番の方はいかがですか。

(5番)

ショックでした。選任手続期日には、27人おりましたが、その中から、裁判員と補充裁判員を合わせて8人が選ばれ、まさか、その中に自分が入るとは思いませんでした。私は、くじ運が悪いので、間違いなく外れると思っていました。

(司会者)

実際に裁判員を担当され、今振り返ってみて、どう感じていますか。

(5番)

検事さんの印象がテレビと全く違うと感じました。テレビでは、無理矢理有罪にするように感じますが、実際には、対応が柔らかいというかテレビで見る検事とは違う印象を感じました。

(司会者)

4番の方は、裁判員に選ばれたとき、どのように思われましたか。

(4番)

びっくりしました。ただ、それだけです。

(司会者)

振り返っての感想はいかがですか。

(4番)

すごくいい経験になったと思います。物の見方とかが変わり、よかったと思います。

(司会者)

3番の方は、裁判員に選任されたときはどのように思われましたか。

(3番)

私は、裁判員をやってみたいと思っていたので、来た甲斐があったとうれしく思いました。

(司会者)

裁判員を担当してみたの感想はいかがですか。

(3番)

最初は、法に基づいて厳しくと考えていました。被告人が私と同年代で、背負っているものが似ているなど感じました。被告人が検察官から聞かれているときに、そんな風になっているからだめなんだと思いました。

(司会者)

やり終えた後、どんな印象をお持ちになりましたか。

(3番)

量刑は、検察官の求刑の範囲で、過去の裁判例でいけば、この程度と決まるのだろうと私は思っていたのですが、裁判官から、量刑は評議で決めるものであり、検察官の求刑を超えることになってもよいとの説明を受け、ちょっとびっくりしました。

(司会者)

2番の方は、裁判員に選ばれたとき、どのように思われましたか。

(2番)

大変なことになったと思いました。

(司会者)

実際に裁判員を担当されての感想はいかがですか。

(2番)

他の裁判員の人も話していましたが、裁判官をはじめとした先生方の私たち裁判員に対する対応、心遣いを感じ、非常にありがたいと思いました。これから、裁判員になれる機会のある方に対しては、どんどん参加していただきたいと思いました。

(司会者)

1番の方は、裁判員に選任されたとき、どのように思われましたか。

(1番)

私には荷が重く、選ばれないようにと思っていました。

(司会者)

実際に裁判員としてやってみての感想はいかがですか。

(1番)

先生方が非常に分かりやすく説明してくださったし、市民感情を忌憚なく言ってくださいと言われ、気持ちがほぐれ、自分の意見を言うことができました。

3 審理についての感想・意見

(司会者)

それでは、全体的な印象を伺ってきましたが、法廷での審理が分かりやすかったのかどうかを伺っていきたいと思います。審理手続の流れとしては、検察官の起訴状朗読に始まり、被告人と弁護人が事件についての陳述をし、それに引き続いて、証拠調べ手続に入ります。その初めに、検察官と弁護人とが順次、冒頭陳述を行います。冒頭陳述は、皆様、御経験されたとおり、その裁判にお

いて、証拠によって証明しようとする事実やどういう証拠があるかを検察官と弁護人が主張します。その上で、捜査報告書や供述調書などの取調べ、証人尋問、被告人質問へと進みます。そして、検察官の論告、弁護人の弁論、被告人の最終陳述と進み、結審されます。

まず、冒頭陳述について、お伺いしたいのですが、検察官と弁護人が初めにした冒頭陳述については、おおむねそれぞれ10分前後で行われ、書面が渡されていましたが、分かりやすかったかどうかをお話しいただければと思います。

1番の方の事件では、検察官はA3判1枚で、弁護人はパワーポイントで8枚程度ほど行ったとのことですが、いかがでしょうか。

(1番)

緊張の中にあり、今は具体的に言えませんが、分かりやすかったような記憶があります。

(司会者)

特に分かりにくかったというような印象はないのですね。

(1番)

はい。

(司会者)

2番の方の事件では、検察官はA3判1枚で、弁護人はA4判1枚で行ったとのことですが、いかがでしょうか。

(2番)

はっきり思い出せないのですが、自分自身の中では、こういうことだったんだと理解できました。

(司会者)

3番の方の事件では、検察官はA3判1枚で、弁護人もA3判1枚で行ったとのことですが、いかがでしょうか。

(3番)

大変分かりやすかったです。若い検察官でしたが、歯切れがよく、また、滑舌もよく、内容も分かりやすかったです。弁護人の陳述も同様で、どちらも分かりやすかったです。

(司会者)

4番、5番の方の事件では、検察官はA4判1枚で、弁護人はパワーポイント10枚ほどで行ったとのことですが、いかがでしたか。

(4番)

3番の方と同じで、分かりやすかったです。

(5番)

パワーポイントが使用され、分かりやすかったです。

(司会者)

法廷では、被害者や共犯者の供述調書、被告人の供述調書などが読み上げられたとのことですが、供述調書の内容は理解しやすかったですでしょうか。理解しやすかった点や、逆に理解しにくかった点についてお聴かせいただきたいと思います。

武田裁判官、1番の方が担当した事件において、どういう供述調書が取調べられたのですか。

(裁判官)

1番の方の事件は、年少者に対する性犯罪でしたので、被害者のプライバシーを保護するために、被害者の特定につながるような名前、住所などが伏せられる形で、被害者の供述調書などが取調べられました。

(司会者)

被害者の供述調書が読み上げられることによって、被害の実情などが理解できたでしょうか。

(1番)

理解できました。

(司会者)

2番の方については、被告人のお婆の供述調書が読み上げられたとのことですが、理解しやすかったでしょうか。

(2番)

100パーセントは理解できなかったかもしれませんが、それなりに理解できました。

(司会者)

2番の方が担当した事件の特徴というか、どの辺りが審理のポイントであったのか覚えていますか。

(2番)

被告人と母親は同じ職業であったと思いますが、被告人の親子関係に被告人のお婆が関わっていました。私が被告人に対し、どうしてそうならなければならなかったのか質問したところ、被告人は母親に自分の方を向いてほしかった、もっと話をしたかったと答えました。私は、そうなる前に事件を阻止できなかったのか、同じ年代の子どもを抱えていますし、そのように感じました。

(司会者)

被告人の家族のほかに、親戚の方も出ていたようですが、その辺りもこの事件では一つの特徴であったのですか。

(2番)

そうです。

(司会者)

被告人のお婆の供述調書が読み上げられたようですが、直接お話を聞くのとは比べてどんな印象をお持ちですか。

(2番)

お婆にも法廷に証人として来てもらえればよかったのではないかと素人な

りに思います。

(司会者)

3番の方については、被告人の父母について、被告人の生活状況に関する供述調書を読み上げたとのことですが、被告人の母については更に証人尋問も行われています。被告人の父については、供述調書の読み上げだけでしたが、被告人の母の供述調書と比較して、理解しやすかったでしょうか。

(3番)

あまりよく覚えていません。

(裁判官)

被告人の母に関しては、火を消した辺りについて、証人尋問しました。それ以外の被告人の生い立ちなどに関しては、供述調書で取調べがありました。被告人の父の供述調書については、家の中に父もいて、家の中の状況や家の外に出て通報に行ったなどの状況を供述調書で取調べました。

(司会者)

被告人の父については、供述調書の読み上げだけで、直接話を聞いていないようですが、聞いてみたかったという感想は持たれましたか。

(3番)

被告人の父親も証人として来るのかと思いましたが、高齢ということで来ませんでした。どの程度が真実なのかなと感じたところはありません。

(司会者)

4番、5番の方が参加された放火事件の裁判については、どのような供述調書を取り調べたのですか。

(裁判官)

4番、5番の方が担当された事件では証人尋問はなく、家族の方の供述調書が朗読されました。例えば、被告人の長男の供述調書などでは、被告人の長男が火災を発見したときの状況について、炎が天井まであがっていた一方、燃え

てうろこ状になったのは押し入れの天井仕切り板だけだったといった内容です。

(司会者)

証人尋問はなく、供述調書を取調べただけのようですが、直接聞いてみたかったという感想はありますか。4番の方、いかがですか。

(4番)

調書だけで、読み取ることができると思いました。

(司会者)

5番の方はいかがですか。

(5番)

調書だけで、十分でした。

(司会者)

次に、証人尋問や被告人質問についてお聞きしたいと思います。法廷でお聴きになった被告人質問や証人尋問は理解しやすかったでしょうか。理解しやすかった点や、逆に理解しにくかった点などについてお聴かせいただきたいと思っています。例えば、検察官や弁護人が早口で聞き取りにくいなど話し方に問題があったとか、質問の意図が分からないといったことはなかったかをお聞きします。

まず1番の方については、被告人質問のほか被告人側の情状証人2人の尋問が行われましたが、いかがでしたか。

(1番)

証人尋問を行う前に、どういう事件であったのか、冒頭陳述の書面を読む時間があつたと記憶していますが、事件の大まかなあらすじを頭に入れ、尋問に臨むことができましたので、私は、証人の方たちの話を理解することができました。

(司会者)

特に分かりにくいという印象はありませんでしたか。

(1番)

ありませんでした。

(司会者)

2番の方については、被告人質問のほか消火活動に関わった消防隊員や被告人の母の尋問が行われましたが、いかがでしたか。

(2番)

分かりやすかったです。

(司会者)

3番の方について、被告人の母の証人尋問が行われましたが、いかがでしたか。高齢であったこともありましたが、消火をしたといった核心となる点について把握できましたか。

(3番)

はい。

(司会者)

4番と5番の方については、被告人質問が行われたのですが、分かりやすかったですか、それとも分かりにくかったですか。

(4番)

分かりやすかったです。

(5番)

別に問題がなかったと認識しております。

4 論告・弁論について

(司会者)

論告・弁論の際に配られる検察官の論告メモや弁護人の弁論要旨などの内容は分かりやすかったですでしょうか。分かりやすかった点や、逆に分かりにくかった点などについて、お聴かせいただきたいと思います。

4番と5番の方の裁判の論告、弁論では、検察官はA4判で1枚を朗読する形で、弁護人は、パワーポイントを使った上で、その画面のコピーを配布する形で行われましたが、何か覚えていることがありますか。

(5番)

中身は忘れましたが、検察官の方がいきなり懲役5年と言ったので、厳しいと感じました。

(司会者)

論告、弁論の仕方でもいいですし、中身でもいいですが、何か感想をお持ちになりましたか。

(4番)

被告人質問では、被告人がうまく受け答えできませんでしたが、検察官の方も弁護士の方もきちっとそれに対応してよかったと思います。

(司会者)

被告人の気持ちをよく聞いてあげたということですね。

(4番)

そうです。

(司会者)

その後の論告、弁論はどんな印象ですか、

(4番)

5番の方がおっしゃったように、5年というのは物理的に大変なことなのだと思います。

(司会者)

3番の方の裁判の弁論では、弁護人が図を使って、被告人及び被告人の母の行動順序について主張していたとのことですが、分かりやすいものでしたか。

(3番)

どちらも分かりやすかったです。

(司会者)

2番の方の裁判の論告，弁論では，論告はA4判1枚，弁論では読み上げたそのままの文書5枚で，時間としては15分程度であったとのことですが，分かりやすいものでしたか。

(2番)

検察官の質問が早口で被告人が聞き取れなかったことから，弁護士がもう一度ゆっくり話してくださいと言っていたことが記憶にあります。

(司会者)

検察官の論告，弁護人の弁論については，分かりやすかったですか。

(2番)

分かりやすかったです。

(司会者)

1番の方の裁判の論告はA4判1枚，弁論はパワーポイントを用意したようでしたが，分かりやすいものでしたか。

(1番)

検察官の方がよく調べているという印象でした。被害者の方の口調に合わせたような，その場にいなくてもその場の情景，有様が伝わってくるような検察官の説明だったと記憶しています。

(司会者)

冒頭陳述，証拠調べ，論告，弁論について，伺ってきましたが，難しいと感じられた点や，裁判を分かりやすくするためにもっと工夫すべきだと思われた点などはありましたか。

(1番)

検察官の方が最後に求刑をおっしゃいましたが，そこは，私には非常に分からないところでした。刑に服する期間が，被告人にとって有効で，償いとか，更生できる年月なのか，判断ができませんでした。

(4番)

司法に携わる方々の仕事の難しさ, 大変な作業だということが分かりました。素晴らしいお仕事だと把握いたしました。

(司会者)

検察官, 弁護士, 裁判官から, 裁判員経験者の方に対して御質問になりたい点はありますか。

(検察官)

先ほどの繰り返しになるかもしれませんが, 3番の方が担当された事件は, 被告人が火を消したのか, それとも母親が火を消したのかが一つの争点です。被告人の父は燃えているところは見ているけれども, 火を消したところは見えていませんが, 争点に関する重要な参考人です。そこを調書で読み上げましたが, 先ほど, 司会者の質問に対して, 本当かなというような感想を述べられたと思いますが, 争点に絡むようなところについては, その人の口から聞いてみたいと思ったということですか。

(3番)

私は調書で十分と思いました。被告人の父は, 相当な高齢者であり, 法廷に来られないということでした。その奥さんも, 自分の子どもが犯したものですが, そんなに大ごとになることはないと思っていたのではないかと, そのままの意識で証人としてきたのではないかと, 証人として呼ばれてきたけれども, 証人という立場が自分で分かっていなかったのではないかと私は思っています。

(弁護士)

皆さんが担当された事件は, いずれも弁護側が執行猶予を求めた事件ですが, 事件によっては, 実刑も相当な事件もあるかと思いますが, その場合に, 弁護側が執行猶予を求める意見を言うだけでよいのか, それとも, 実刑3年といったような具体的な量刑意見を言った方がよいのか, どのように感じられますか。

(3番)

検察官が先に執行猶予と言ってしまうと、我々が量刑を決めるのが困難になってしまうのかなと思います。だから、弁護側が執行猶予の意見を言い、検察官が例えば3年とした中で私たちが量刑を決めるものかなと思っていました。

(司会者)

最初はそう思っていたけれども、そうではないということが分かったと先ほどおっしゃっていたんですね。

(3番)

はい、そうです。

(弁護士)

検察官、弁護人は、それぞれの立場で、様々な事実関係や証拠を提出しましたが、それ以外であったらよかったと思われる事実関係や証拠がありますか。

(1番)

私が担当したのは性犯罪でしたが、病的な犯罪なので、医療関係の方、カウンセラー関係の方の意見があればいいなと感じました。

(弁護士)

1番の方にお伺いしますが、審理予定表によれば、最初に被害者の母の心情としての意見陳述があり、次に、検察官の論告、被害者参加弁護士の意見陳述、お父さんの意見陳述があり、その後に弁護人の弁論、被告人の最終陳述がありました。四つの同じような意見陳述が続いたことの何か感想みたいなものがありますか。

(1番)

私たち参加している人間が、取調べや裁判の進行の過程にしたがって、ますます理解を深めていったので、大変必要なことだと思いました。起こった事実を淡々と述べ、そして、当事者たち、犯罪者の近くにいる人間の意見とか、かばうとか刑を軽くしたいという思いを感じました。検察官は、その有様をしっ

かり調べて、私たちに参考書類として見せてくれたので、素人の私でも大変助けになりました。

5 評議・判決についての感想・意見

(司会者)

評議では、十分に意見交換できたという御感想でしょうか。

また、評議においては、裁判官から、法律用語や法律解釈についての説明があったかと思いますが、それは分かりやすかったでしょうか。まず、5番の方は、評議で十分に意見をおっしゃられましたか。

(5番)

十分に言いました。

(司会者)

法律用語の説明などで、分かりにくい説明とかありましたか。

(5番)

特別ありませんでした。

(司会者)

4番の方はいかがですか。

(4番)

アシストがなければ、右往左往したと思いますが、きちっとしていただきましたので、分かりやすかったです。

(3番)

裁判所の評議の進め方が非常に効果的で、ポイントごとに区切って進められているのですが、私たち素人ですので、それ以上の要らないことまで聞いてしまい、裁判長に整理してもらいました。大変だったのではないかと思います。十分に話ができましてし、非常に分かりやすかったです。

(2番)

3番の方が言ったように、きっちり分けてお話していただけましたので、分

かりやすかったです。

(1番)

分かりやすかったし、順序立てて、事件の起こった様子とかを説明をしてもらい、本当に助けになりました。

(司会者)

裁判官がまとめた判決書の内容は、評議の結果が十分反映されたものになっていたでしょうか。1番の方はどんな印象でしょうか。

(1番)

私自身は、量刑とか、病的な犯罪については何年というのは大変難しいと思いました。病的なものですから、医療関係とか、そういう方達の助けが必要だなと思いました。判例によって何年であるからというのは無茶だと思いました。

(司会者)

2番の方に伺いますが、評議で意見を交わして、その結果を判決にしますが、評議で検討された結果が反映されていると思いますか。

(2番)

はい。

(司会者)

3番の方はいかがですか。

(3番)

十分で、完璧だったと思います。A4判3枚に検討された結果がきちんと反映されていました。

(4番)

皆さんで一生懸命評議した結果が反映され、きちんとした判決だったと思います。

(5番)

話し合いの結果が一つにまとまり、それが十分に反映されていたと思います。

(司会者)

先ほど、量刑のところが難しいというお話がありましたが、一般的に量刑データベースを参考に検索しているのですか。

(裁判官)

どの事件においても、話し合った結果に基づいて、検察官の論告、弁護人の弁論の内容ごとに、量刑検索システムの条件を入力して検索し、裁判員の方に、グラフなどを見てもらったり、事例を読み上げたりなどしています。

(司会者)

量刑検索システムの資料は参考となりましたか。

(4番)

大変参考となりました。専門的なアシストは大事だと思います。

(3番)

必要だと思います。区々の考えの持ち主がいるので、ある程度の目安がないと話がまとまらないと思います。

(2番)

参考となりました。

(1番)

参考にせざるを得ないというのが実感です。刑が長いのか、短いのかということも私は分かりませんでした。裁判所の役割として、再犯を防ぐということを考えますと、やはり専門家の意見も必要ではないかなと思いました。

6 裁判員を務める上での負担感など

(司会者)

裁判員の選任手続のために裁判員候補者として裁判所にお越しいただくに当たって、あるいは、裁判員に選ばれて実際の裁判に参加されて、いろいろ負担

に感じられた点についてもお話しいただきたいと思います。

選任手続の進め方や裁判の日程の組み方、審理の中身、あるいは、仕事や家庭の関係などで、参加される市民の皆さんの負担を軽くするためにもっと工夫すべきだと感じられた点はあったでしょうか。

(1 番)

現在考えられる方法の中で一番よい方法でやっているのではないかと思います。

(2 番)

私は普段仕事をしているので、連続した審理は、法で決まっています、裁判に参加することになりますが、逆に何とというか、職場から許可をもらうに当たり、休みを取るのが迷惑かなと思いました。ただ、会社側にはこういう機会を与えてもらったんだから、任務を務めるようにと送り出してもらえたので、結果として来てよかったです。

(3 番)

裁判員になることを望んでいたもので、負担はありませんでした。裁判員に選任の時は、午後 2 時集合ということでしたが、選ばれた後の時間が短くて、心構えとか、説明の時間があってもよかったと思います。午前中に選任し、午後心構えなどの説明があってもよかったのではないかと思います。人を裁くに当たっての心構えとかの説明も必要なのではないかと思います。また、服装も何でもいいと言われましたが、TPOに応じたものとして、例えば、ジャージなどを着て審理に臨むのはどうかと思います。ネクタイを着用するなど、正装とするのがよいと考えています。

(4 番)

冬期間は大変というだけで、後は別にありません。

(司会者)

青森の場合は雪の影響がありますが、冬期間の場合はどんな工夫をすればよ

いとお考えですか。

(4番)

どうしようもないことだと思います。雪があってもどうにかこうにかできると思います。

(司会者)

5番の方はいかがですか。

(5番)

裁判員は公募制にしてもらえばいいのかなと思います。

7 守秘義務について

(司会者)

裁判員をお務めいただくに当たって、裁判官から評議の秘密を守るなどの守秘義務についても説明があったかと思います。守秘義務は評議で自由な発言を安心してできるようにすることや関係者のプライバシー保護のために設けられていますが、実際に裁判員を経験されて、守秘義務についてはどのようにお考えですか。また、今まで過ごしてこられて、守秘義務があることを負担に感じておられますか。5番の方はいかがですか。

(5番)

守秘義務は十分果たしております。

(4番)

別に負担はありません。

(3番)

別に負担はありません。

(2番)

今の質問の答えではありませんが、例えば、自分の担当した事件の被告人が刑期を終え、出所したとか、その後の状況といったような情報は得られるのでしょうか。

(検察官)

被害者などの関係者以外には教えることができません。

(司会者)

1 番の方はいかがですか。

(1 番)

守秘義務は必要だと思います。周りの人のこともあり、守るべきことは守るべきだと思います。

(司会者)

検察官，弁護士，裁判官から，これまでにに関して，裁判員経験者の方に質問がありますか。

(弁護士)

裁判後に，記者會主催の記者会見が行われていると思いますが，参加されたのか，参加されなかった方はその理由を教えてくださいませんか。

(1 番)

記者会見に参加しました。

(2 番)

私も参加しました。

(3 番)

私も参加しました。

(4 番)

天気が悪く，私たちが参加した事件の裁判員の方はみなさん記者会見に参加しませんでした。

(3 番)

裁判員として携わった関係上，最初から最後までどのようになるのか経験しておかないといけないので，途中でやめるということはだめかなと思いました。ただ，自分が裁判員を経験したということは守秘義務に反しないと思いま

すので、そのように使えることは使って、経験したことのない人に関わっていただければいいと思います。

8 これから裁判員となられる方へのメッセージ

(司会者)

最後に、皆さんからお一人ずつこれから裁判員となられる方へのメッセージをお伝えいただければと思います。1番の方から順番にお願いします。

(1番)

身近な方で、今年度の裁判員候補者の方がいますが、その方も職場の問題とか、自分が意見を言えるのかなどいろんな心配をなさっています。選ばれないようにと思っていた私が経験してみて、いい経験になったと思っていますし、世間で起こった事件などにも関心を持つことができました。

(2番)

同じ職場の方で、裁判員第1号事件で裁判員を経験された方がいますが、その方と同じように話すことは、最初は何で自分が裁判員に選ばれたのだろうという言葉が出るのですが、終えての感想は参加してよかったということです。周りの人には、裁判員として参加してよかったということを伝えたいと思います。今後、心配だという方がいるのであれば、そういう人に与えられた運命的なものというか、その方の力が必要だと解釈してほしいですね。

(3番)

ぜひ皆さんに経験してもらった方がよいと思います。罪を犯すということは大変なことなんだ、裁判員として法壇にいましたが、もしかすると自分が被告人側にいることになるかもしれず、戒めにもなるので、自分自身は大変よかったなと思っています。

(4番)

身内に裁判員をやったことを伝えたところ、一定の学校を出て、読み書きができるから裁判員をやることができるのだと言われました。そういうことでは

なく、国民の義務としてやらなければいけない、いい経験ができると私は話しています。

(5番)

人が人を裁くという気が重いというか、責任の重さを感じる3日間でした。

9 法律家からの感想

(司会者)

裁判員経験者の方々のお話をお聞きして、どのような御感想をお持ちですか。

(検察官)

皆さん、裁判員を経験されてよかったと言いつつも、1番の方のように、量刑について、データを基準にやってよかったのか、もっと根深いところに病気があってどうしたらいいのか、という意見がありました。私が検察官になったときは、そういうことを考えていました。しかし、いつの間にか考えなくなり、量刑がこうなっていて、これをやったんだからというところで、ほかの検察官は別かもしれませんが、僕らぐらいになってしまうとあまり考えなくやっていて、僕らが味わないストレスを味わっておられるということを真摯に受け止め、その辺がより解消されるような立証があるのか、考えていかなければならないと思いながら、聴いていました。皆さん、今日はお疲れ様でした。ありがとうございました。いろいろ参考にさせていただいて、今後の分かりやすい立証とか、悩みとかをクリアできるような立証ができるように努力したいと思います。

(弁護士)

今日は皆さんありがとうございました。分かりにくい質問をさせていただきましたが、大変貴重なご意見ありがとうございました。やはり、当事者主義というか、検察官、弁護人が出す事実関係、証拠でどうしても足りない部分というところで、裁判員の方を悩ませることがあるとしたら、当事者の責任である

という気がしています。今日の議論を弁護士会に持ち帰り、被告人のためになる弁護、よりよい裁判員裁判の運営に努力していきたいと思います。今日はありがとうございました。

(裁判官)

事件を担当していただいたときもお忙しい中お出でいただいてありがとうございましたと思いましたが、今日は改めてお越しいただいて、ご意見をいただき、ありがとうございます。初めて経験されるようなことを、かなりプレッシャーのある中で担当していただいたということを、改めて御意見をうかがいながらしみじみと思っていたところです。その中で経験されたことを生かしていただいているという御意見をいただき、こちらとしてもありがたいと思っています。皆さんの御意見をこれからも活かして頑張っていきたいと考えています。今日は、本当にありがとうございました。

10 報道機関からの質問

(A社)

裁判員を経験されて、心情的な面で大変だったこと、物理的な面で大変だったことをお願いします。

(1番)

私が担当した時期は5月でしたので、雪の問題はありませんでした。私は、八戸から参加しましたが、宿泊しましたので、出廷しやすく、物理的な面では、特に問題はありませんでした。心情面では、犯罪の内容が病的なものでしたので、知識もないですし、最初は驚くばかりでした。自分の家族に同じ年代の子どもがおり、このようなことをしてしまったら大変と、思いを巡らしていました。裁判が始まって進みますと、内情が分かり、理解してきましたし、内容をつかむことができるようになってきました。後からもしばらく考え、思い出すたびにいろいろ考えています。

(2番)

私が担当した時期は7月でしたので、交通機関の不便もなく、参加させていただきました。心情面では、自分に置き換えて考えたとき、同じ年代の子どもがおり、ひとつ間違えば、わが身にもあると感じました。

(3番)

物理的な面では、青森ですから、ありません。心情面では、公正に厳しくいくべきかなと思っていましたが、量刑のところでも悩む自分がいて、自分を知るきっかけになったと思います。

(4番)

冬期間でしたので、物理的な面では大変でした。心情面では、高齢で、しかも身内の間での事件でしたので、大変だと思いました。

(5番)

3日間だったから、仕事を休んで参加したときもあります。事件としては小

さいというか、その割には3日間もかけるのは長いと感じました。

(A社)

皆さんは、参加してよかったと述べられておりましたが、よかったと思った理由を述べてください。

(1番)

どんな人にも犯罪を起こす要素があるなという実感と、得難い貴重な体験をすることができ、また、厳粛な気持ちで参加しましたが、一般の感情というか、主婦の感情から参加させていただきました。そういう意味でよい経験だと思います。

(2番)

参加してよかったが、自分の中では、何で私が、私でいいのかとずっと考えていました。参加してみて、自分の知らない状況、先生方の現状を、テレビで見て思うのと、実際に関わって見たことによって、見方が違ってきたこと、また、それを次の何かのときには、自分の言葉でしか説明できないという有難さを感じました。

(3番)

法廷に入って、法を犯すということが大変なことだと、自分への戒め、セーブにつながるのかなと強く感じました。また、判断力、決断力も付いたと思います。自分の仕事に役立てていきたいと思います。

(4番)

私は、家庭の主婦なので、経験できないという意味でよかったと思います。

(5番)

私は、選ばれてよかったとは一言も言っていません。参加してよかったと思うことは、裁判官の方や書記官の方が非常に身近に感じられ、いい印象を受けました。

(A社)

選ばれない方がよかったという理由を教えてください。

(5番)

法に無知であり，人を裁く立場にないと思っていますから。

(A社)

裁判員裁判を経験されて，今後こうあるべきだという提言がもしあれば教えてください。

(3番)

今回はランダムにくじで選ばれました。公募制でやりたい人がやればよいという話もありましたが，性別，年齢構成，地域，職業が偏らないようにして，裁判員を選任すべきと思います。定職に就いていないような人だけ6人が選任されたときに，きちんと判断できるのか危険性があるので，いろんな人の意見が反映されるような選任がされればよいと思います。

(A社)

5番の方は，公募制にすればよいとおっしゃっていましたが，どういうことで，そうおっしゃったのですか。

(5番)

私なんかは，法律が分からないから，選ばれない方がかえっていいかなと，それだけです。

(B社)

1番の方にですが，何回も病的なものとの言葉がありました。特に印象的だったのは，医療の人の助けもほしかったとおっしゃってしまして，もう少し具体的に，医療の人から，私が察するに，この人が立ち直るには，医療の人から，こういうことが必要ですと具体的に意見という形で言ってもらいたかったのかなと私は想像していましたが，具体的にどういう助けがほしかったのでしょうか。

(1番)

事件に至る背景は裁判が進むにつれて事情が分かってきました。生まれながらにしてなのか、現在そうなったのか、その部分が分かりませんでした。まして、量刑となると、専門家の人の助けが必要ではないかと思いました。深い知識はないのですが、ずっとそんなことを考えました。

(B社)

助けということは、その方にどういうケアをすればよいかということですか、それとも違った意味ですか。

(1番)

分からない分野だと思います。新聞には求刑6年と発表されましたが、6年という期間で更生できるのか、今までの判例がそう示しているのか、正直そこは分からないままでした。

(B社)

被告人のことを親身に考えての発言ということが十分に分かりました。ありがとうございます。次に、4番の方にですが、4番の方は遠方にご在住ということで、冬期間で大変だったということですが、具体的に青森までどれくらい時間がかかるのですか。

(4番)

今日も2時間半くらいかかりました。1月もそんなに差はないと思います。やはり雪があると大変です。今日も午前8時30分に家を出ましたが、五能線が不通になっていますので、主人の車でやってきました。

(C社)

担当した被告人の刑期中又は刑期を終えた後の様子を知りたいでしょうか。また、被告人に抱く感情が何かありますか。

(1番)

更生してほしいと願うばかりで、見届けることまでは考えていません。

(2番)

更生してもらいたいし、その後の状況はやはり知りたいです。知り合いで事件を起こした人がいて、裁判員裁判となりましたが、一緒に仕事をしていた人で、その人はとてもいい人で、何でこういう事件を起こしたのだろうと思いました。刑期は22年か3年だと思っんですが、出てくれば60近くになると思います。こうして考えてみると、人の運命というか、そこで何を感じ取れるのか、もう少し、自分ができることがなかったのかとすごく日々そのような思いがありました。私が担当した被告人の方も家族とともに、いい形で人生を送ってくれればと思っています。

(3番)

被告人には、年老いた両親がいるので、その両親の面倒を見て、更生してもらいたいと思っています。

(4番)

被告人の方は高齢のため老人ホームに入っていますので、ずっとそういう生活だと思っていますので、それだけです。

(5番)

同じです。

(D社)

1番の方に質問が集中して恐縮ですが、そもそも、その人が刑務所に行くこと自体が更生につながるのかどうかということに、お悩みにならなかったのでしょうか。

(1番)

そうですね。裁判の中で、おじさんが、赤の他人として犯罪を犯した人を直していくんだと一生懸命おっしゃっていました。今ある罰し方で考えていただくというか、自分のしたことの責任や被害者のことを考えてほしいし、それが一番難しいところかなと思いました。世の中の受け皿があればいいんですが。

(D社)

それは、社会の受け皿ということですか。

(1番)

病院とか、施設とかがあればいいのではないかなと思いました。

(E社)

量刑を決める際に、同種の事件の判例を参考にして、それが参考になったのですか、それとも、あまり考えるべきものではないのではないかという発言だったのでしょうか。

(1番)

裁判所がそういう方向でなさってきたことは、尊重しなければならないかなと思いますが、素人の私には分かりませんでした。

(E社)

御本人としては、判例を参考にしないで、個別具体的に枠から離れて考えていくべきものと考えたということですか。

(1番)

被害者のお母さんが一生入ってほしいと泣かれたことを思いますと、求刑の6年とはどういうことなのだろうと。やはり裁判所の力が必要だったと思います。ですから、私は参考にしました。

(F社)

裁判員をやってみて、裁判員制度は必要でしょうか。というのは、裁判員制度は必要だという方がいる一方で、いらぬという方も実はいらして、経験者として、裁判員制度が必要かどうか伺えればなと思っていますのですが、一番の方からいかがでしょうか。

(1番)

市民感情としては、大変有益だと思います。市民感情を公表できる場なので、大変有益だと思います。

(2番)

一般市民として意見が述べられるという意味で必要だと思います。

(3番)

有意義だと思います。一般人が罪を犯すのだから、一般人が意見を述べる場があってもよいと思います。法律の専門家だけで裁くとなると、判例に基づいたものしか出ない場合もあると考えられるので、新しいところから切り込むとか、改革といえばおかしいのかもしれませんが、一般人が参加することによって、こういう見方もあるんだなと、そういうことで、裁判員裁判はあるのかなと、これから裁判員裁判がどうなるか分かりませんが、そう思いました。

(4番)

難しくて、お答えできません。

(5番)

必要であるかないかと言われても、どっちとはっきり言えません。ただ、3日間かけて、被告人の負担がかなり大きいだけけれども、もっと早く終わることができるようなシステムにした方が、被告人にやさしい裁判といえると思う。

(司会者)

時間になりました。今日は、長い間、ありがとうございました。今日、お聞きしたことを審理に役立てていきたいと思います。ありがとうございました。